

平成 27 年 12 月 22 日
消 防 庁**消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申**

第 27 次消防審議会（消防庁長官の諮問機関。会長・室崎益輝神戸大学名誉教授）においては、平成 26 年 2 月 13 日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について消防庁長官から諮問を行いました。

それを受け、消防審議会において審議が行われ、この度、諮問に対する答申が取りまとめられましたのでお知らせします。

1 答申に至る経緯

- 平成 25 年の臨時国会で議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立したことを受け、同法を踏まえた消防団の強化の在り方及び地域防災力の強化の進め方について調査審議いただくため、上記諮問を行ったもの
- 審議会においては幅広い議論が行われているが、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、昨年 7 月に中間答申が取りまとめられた。その後の取組の進展状況や残された課題に対する更なる議論を行い、今回最終答申として取りまとめられたもの

2 答申の主な提言内容（詳細は添付資料を参照）**（1）地域防災に関する事項**

- 地区防災計画・具体的事業計画の策定は、地域防災に関わる組織、住民等多様な主体が参画・議論するための非常に有益な機会
- 地域防災の担い手を育て、住民を巻き込む観点からの消防団等による地域の防災に関する住民の理解を促進
- 地域における防災分野への女性の参画を推進

（2）消防団に関する事項

- 「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村に対する制度導入の徹底
- 在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう全国に徹底
- 女性のいない消防団等における女性入団の更なる促進

- 通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ
- 消防団活動で地域社会に貢献した大学生等の実績を市町村が認証する「学生消防団活動認証制度」の導入を促進
- 機能別団員・機能別分団制度の再評価、消防団員の処遇改善、消防団員の装備・教育訓練の改善、消防団の広報啓発活動の充実により消防団を強化

(3) 国民運動の展開

- 平成 27 年度に 2 カ所で地域防災力充実強化大会を開催。引き続き幅広い PR 活動等の取組を進めるべき
- 平成 28 年で東日本大震災から 5 年、消防団等充実強化法の成立から 3 年。同法の基本理念に則って、国民運動を展開し地域防災の取組の輪を広げることが重要であり、そのことが地域防災力の中核である消防団の充実強化にもつながるもの

<添付資料>

- ・ 消防審議会答申の概要
- ・ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申
- ・ (参考) 第 27 次消防審議会の概要



連 絡 先

消防庁総務課 橋本補佐、高柳事務官、山田事務官

電話 03(5253)7506(直通) FAX 03(5253)7531

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」について

平成25年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を踏まえ、平成26年2月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について消防庁長官が諮問し、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、中間答申を平成26年7月に取りまとめた。

その後の取組の進展状況や残された課題に対する更なる議論を行い、このたび、最終答申としてとりまとめ、提言するもの。

＜主な提言内容＞

地域防災に関する事項

- 地区防災計画・具体的事業計画(※)の策定は、地域防災に関わる組織、住民等多様な主体が参画・議論するための非常に有益な機会
(※)消防団等充実強化法に基づく「地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画」
- 地域防災の担い手を育てる観点から、消防団等が中心となって、防災に関する住民の理解を促進
- 地域における防災分野への女性の参画を推進

消防団に関する事項

＜被用者＞

- 「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村に対する制度導入の徹底
- 在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう全国に徹底

＜女性・シニア世代＞

- 女性のいない消防団等における女性入団の更なる促進
- 退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等活動しやすい環境づくりの推進

＜大学生等＞

- 通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ
- 消防団活動で地域社会に貢献した大学生等の実績を市町村が認証する「学生消防団活動認証制度」(※)の導入を促進
(※)中間答申後に導入(H26.11)

＜その他消防団の強化＞

- 機能別団員・機能別分団制度の再評価
- 消防団員の処遇の改善
- 消防団員の装備・教育訓練の改善
- 消防団の広報啓発活動の充実

国民運動の展開

平成27年度に2カ所で地域防災力充実強化大会を開催。引き続き幅広いPR活動等の取組を進めるべき。

平成28年で東日本大震災から5年、消防団等充実強化法の成立から3年。同法の基本理念に則って、国民運動を展開し地域防災の取組の輪を広げることが重要であり、そのことが地域防災力の中核である消防団の充実強化にもつながるもの。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化
の在り方に関する答申

平成27年12月22日

消 防 審 議 会

平成26年2月13日付けで諮問のあった「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について、別紙のとおり答申する。

平成27年12月22日

消防審議会会長 室 崎 益 輝

消防庁長官 佐々木 敦朗 殿

(別紙)

消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申

目次

はじめに

第1 地域防災力を取り巻く現状

第2 消防団等の充実強化のために取り組むべき事項

第2-1 地域の防災に関する事項

- 1 地域の防災に関する多様な主体の参画
- 2 地域の防災に関する住民の理解の促進
- 3 地域における防災分野への女性の参画

第2-2 消防団に関する事項

- 1 被用者の消防団への加入の促進
- 2 若者の消防団への加入の促進等
- 3 女性及びシニア世代の消防団への加入の促進等
- 4 機能別団員・機能別分団制度の再評価
- 5 消防団員の処遇の改善等
- 6 消防団の装備の改善
- 7 消防団員の教育訓練の改善
- 8 消防団の広報啓発活動の充実

おわりに

地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開

はじめに

平成25年は、消防団120年、自治体消防65周年という、我が国の消防にとって節目となる年であった。この節目の年に成立した正に消防団等にとっての画期となる法律が、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号。以下「消防団等充実強化法」という。）である。消防団等充実強化法の成立を受け、消防庁では平成25年12月24日に「消防団充実強化対策本部」を立ち上げ、消防団の充実強化を強力に推進する体制がとられており、消防庁や各地方公共団体において、消防団の充実強化を始めとする地域防災力の充実強化のための取組が進められているところである。

第27次消防審議会は、平成26年1月に発足し、同年2月13日に、消防庁長官から、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について諮問を受け、消防団等充実強化法の成立を踏まえた消防団の強化の在り方及び地域防災力の強化の進め方について、これまで8回の調査審議を行ってきた。調査審議においては、消防団の強化の在り方に関する議論のほか、社会経済情勢の変化を踏まえた今後の消防団の在り方、消防団と常備消防や自主防災組織等の他の主体との連携・役割分担を始めとする総合的な地域における防災体制の強化の必要性等、幅広い議論を行ってきたところである。

平成26年7月、当審議会は、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、一定の結論が得られた内容を中間答申として取りまとめた。

中間答申及びその後の議論を踏まえ、ここに最終答申を行うものである。

第1 地域防災力を取り巻く現状

「地域防災力」とは、消防団等充実強化法において、「住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織（中略）、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう」と定義されている（第2条）。

消防団等充実強化法において、地域防災力の中核を担うのが消防団であるとされており、「要員動員力、即時対応力、地域密着性」を有する消防団が地域の安心・安全を確保するために果たす役割は極めて大きいものである。また、災害時のみならず、地域住民の日常的な防災に関する学習や訓練などの地域防災力の底上げに向けた取組においても、消防団は大きな役割を担っている。一方、社会経済情勢の変化を受け、消防団員の数は、平成2年には100万人を割り、平成27年4月1日現在、859,995人と、年々減少を続けている状況にあるが、対前年減少幅（△4,352人）は平成26年（△4,525人）に比べ小さくなっている。

また、特に南海トラフ地震や首都直下地震を始めとした大規模災害に対応するためには、ひとつの組織や主体の力のみでは不十分であり、今後、高齢化の進展等に伴い、災害時における要配慮者の一層の増加が見込まれることも踏まえると、様々な職種、職域の人々が一緒になって防災に取り組むという地域の総合力が求められている。この点で、自主防災組織・女性（婦人）防火クラブ・少年消防クラブといった地域の自主防災活動を担う組織の役割も重要である。そして、これらの地域の自主防災活動を担う組織、さらに自衛消防組織、災害ボランティア等、あるいは日常的にはこうした防災に関する活動を行っていない住民一人一人を含めたコミュニティとのつながりが重要である。

消防団等充実強化法第3条の基本理念にもうたわれているように、消防団を中核としつつ防災に関する多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力する体制を構築していくことが重要であり、このことは安心・安全な社会を確保するための土台となるものである。

第2 消防団等の充実強化のために取り組むべき事項

消防団等充実強化法の成立を踏まえ、国及び各地方公共団体その他の関係主体は、消防団への加入の促進、機能別団員・機能別分団制度の再評価、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域の防災に関する住民の理解を促進し、多様な主体の参画を得た議論を通じて、地域における防災体制の強化を図ることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組むべきである。

第2-1 地域の防災に関する事項

1 地域の防災に関する多様な主体の参画

消防団やそれ以外の防災に関わる組織、そしてコミュニティの在り方は、個々の地域ごとに様々である。したがって、画一的な役割分担論ではなく、防災やコミュニティに関わる組織や住民等が参画し、それぞれの地域において地域防災力の在り方について議論することが重要である。多様な組織や住民等が議論に参加し訓練等を行うことで、例えば、消防団と自衛消防組織との連携、退職消防団員の自主防災組織のリーダー・構成員等としての活動、女性（婦人）防火クラブや自主防災組織等に属しながら併せて消防団員としての消防業務への従事など、従来の組織の枠を超えて、その地域ならではの防災に関する役割分担や連携協力、協働がなされることが期待できる。

この点、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第3項に規定する「地区防災計画」（市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画）や消防団等充実強化法第7条第2項に規定する「地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画」（地区防災計画を定めた地区において、市町村が、地域における防災に関する指導者の確保・養成、教育訓練、消防団の強化等について定める計画）の策定は、地域の防災に関わる組織や住民等が参画・議論するための、非常に有益な機会となり

得る。また、地域防災に関わる組織や住民等が、これら検討の過程として、共同で議論、検討を行うことにより、消防団や自主防災組織などの必要性を認識し、消防団員等の加入促進や自主防災組織の立ち上げに結びつくことが期待できる。さらには、そうすることにより自らを守ること（自助）を学び、自らを守ることによって初めて周りの人や地域の人を守ることができるということを広く地域で共有されることにつながる。

なお、特に高齢化や人口の低密度化が著しく進む地域においては、必要な消防防災体制を如何にして維持・確保するかということも議論していくものと考えられる。消防体制や地域の防災に関わる多様な主体の連携についても、今後、人口減少等の社会情勢の変化が予想されることから、地域の実情を踏まえた検討を進めることが重要である。

2 地域の防災に関する住民の理解の促進

第1で述べたとおり、地域防災力の充実強化のためには、多様な主体の参画が重要である。そのためには、防災に関わる一部の人間だけではなく、それ以外の住民に向けて、自らの地域がおかれている災害リスクの現状や住民が協力して災害に備えるメリットなどを訴え、防災に関する理解を得ていく必要がある。

(1) 地域における防災に関する学習の推進

地域の防災を担う人材を育成し、継承する観点、そして周囲の住民を巻き込んでいくという観点からは、地域の子どもの対象とした防災に関する学習に計画的に取り組むことも重要である。このため、子どもの発達段階ごとに防災に関する行動の目標とそのためのプログラムを用意するといった成果を上げている事例を参考に、取組を実施していくことが望ましい。

こうした防災に関する学習の取組には、地域住民や団体の参画が欠かせない。地域防災力の中核たる消防団を中心に、退職消防団員、女性（婦人）防火クラブや自主防災組織などの学校教育及び社会教育の現場への参加を得ながら、防災に関する学習の取組を地域ぐるみのものとしていく必要がある。

なお、こうした防災に関する学習において、地域防災に普段なじみのない住民とコミュニケーションを取るために、ゲーム形式での学習・訓練の取組のように、「楽しさ」や「遊び」といった要素を盛り込んでいくことも有効である。

(2) 少年消防クラブ等の活動の活性化等を通じた子どもの頃からの消防団活動等の地域防災に対する理解の促進

防災に関する学習に加えて、将来の消防団員等の地域防災の担い手を育てる基盤的活動として、少年消防クラブ及び幼年消防クラブの活動の活性化等を通じ、高等学校以下の児童及び生徒の消防団活動等の地域防災に対する理解を促進することが重要である。

このため、学校関係者の協力がより得られるように必要な情報提供を進めていくとともに、①消防団員による学校への出前講座の実施や学校が実施する防災行事への協力等を通じた消防団に対する理解の促進、②消防団による少年消防クラブの教育訓練における指導等の協力活動に対する支援、③少年消防クラブの全国的交流行事等を通じた意識の啓発等の取組を進めるべきである。また、①高等学校における消防団との交流活動や消防クラブの設置、②義勇消防と青少年消防組織との密接な連携が義勇消防隊員の確保につながっている海外の事例も参考として、消防団との共同活動等少年消防クラブの活動において消防団の活動を身近に感じる機会を設定すること等により、少年消防クラブ員等から進学や就職を機に消防団員等の地域防災の担い手へ自然に進んでいくという気運を醸成すべきである。

3 地域における防災分野への女性の参画

多様化・大規模化する災害に対し、自助・共助・公助が一体となって地域防災力を発揮していくことが求められており、地域社会において女性が半分を占めることも踏まえ、地域における防災分野への生活者の多様な視点を反映する観点から女性の防災分野への参画を進めていくことが重要である。

参画する組織・団体に着目すると、消防団、女性（婦人）防火クラブ、自主防災組織やNPOでの活動など、女性が防災分野に参画する選択肢が多様である。

一方で、活躍する活動・取組に着目すると、防災教育などで活躍している場合もあれば、防火・消火活動で主体的に活躍している場合もあり、個々人の意欲に応じて、多様な取組がなされている。

こうした様々な女性が参画できる組織・団体や活動・取組が多様化して広がりを見せている中で、消防防災分野全体への女性参画を進めていく必要がある。なお、消防団員とともに公助を担う消防吏員についても、女性の比率を高めていくことが重要である。

第2-2 消防団に関する事項

1 被用者の消防団への加入の促進

消防団員全体に占める被用者団員の割合は、平成27年4月1日現在で72.4%となっており、大きな割合を占めている。人口当たりの消防団員数が少ない傾向にある都市部を中心に、被用者の割合の増加が今後も進展することが見込まれることを踏まえ、被用者の消防団への加入の促進に特に力を入れていくことが必要であり、以下の3項目について中間答申で提言を行い、取組がなされているところである。

(1) 事業者の消防団活動に対する理解の促進

被用者の消防団への加入の促進に当たっては、消防団員が被用者として所属する事業者の理解が不可欠である。中間答申を踏まえ、平成27年2月には経済団体あてに総務大臣書簡（以下「経済団体あて書簡」という。）が発出され、従業員の入団促進、消防団活動時の勤務の免除やボランティア休暇など消防団活動が円滑に行われるための配慮及び採用時の積極的評価について働きかけがなされたところである。また、消防団活動に協力する事業所等に表示証を交付してその貢献を社会的に評価することにより消防団と事業所等との連携協力体制を一層強化することを目的として、平成18年度から設けられている「消防団協力事業所表示制度」について、平成27年2月に発出された各都道府県知事及び各市区町村長あて総務大臣書簡（以下「地方団体あて書簡」という。）

においても表示制度を導入されるよう依頼がなされ、平成27年9月には、消防団員が多数加入している消防団協力事業所に対する総務大臣感謝状の贈呈が行われたところである。同制度は、平成27年4月1日現在で1,156(約67%)の市町村が既に導入しており、平成26年4月1日から110(約6%)増加しているところであるが、未だに同制度を導入していない約560の市町村に対し、引き続き速やかに同制度を導入するよう徹底すべきである。

また、消防団協力事業所の増加のためには、消防団協力事業所に対して効果的なメリットを用意することが必要である。このため、一定の要件を満たす消防団協力事業所に対し事業税額の2分の1(限度額10万円)を減税する措置を実施している長野県及び静岡県に加え、平成28年4月から岐阜県においても事業税額2分の1(限度額100万円)の減税措置が実施される予定であるが、国においては、当該措置を更に全国に普及させるとともに、当該措置に係る財源措置等の支援策の検討を行うべきである。また、入札において事業者の消防団活動への協力を積極的に評価する地方公共団体の取組についても、一層の普及を図るべきである。あわせて、消防団協力事業所となった事業所等を広報の中で紹介する等の取組も有効であると考えられ、消防庁においても、地方公共団体が消防団協力事業所に対して行う特例措置の実施状況について全国の地方公共団体に対して平成27年7月に周知が行われたところである。

(2) 勤務地における被用者の消防団への加入の促進等

被用者については、特に都市部においては居住地と勤務地が大きく離れていることが多いことを踏まえ、相当の時間を過ごす勤務地における加入の促進を図る必要がある。このため、地方団体あて書簡において、現在条例上又は運用上在勤者の入団を認めていない市町村に対し、早急にその入団を認めるよう働きかけを行っているところである。

また、事業者が設置する自衛消防組織が既に8,161件(平成27年3月31日現在)の防災管理対象物において設置される状況となっている。自衛消防組織の要員の経験を有する被用者に対し、勤務地における機能別団員(特定の活動・役割のみに参加する消防団員)として加入を促進するとともに、自衛

消防組織や水防団等の防災に関する組織の構成員により、大規模災害時等にその本来業務に支障が生じない範囲で活動する機能別分団（特定の活動・役割を担う分団）を組織することを推進すべきである。

このため、経済団体あて書簡において、自衛消防組織の構成員の消防団への入団促進の働きかけがなされているところである。

(3) 公務員等の消防団への加入の促進

公務員等の消防団への加入の促進については、現在特に地方公務員や日本郵政グループ職員について加入促進を図ってきているところである。

そのような中で、公務員については、消防団等充実強化法において、消防団員との兼職に関する特例が設けられ（第10条）、特に消防団への加入の促進のために具体的な法制上の手当がなされたところである。

このような消防団等充実強化法の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体において、大規模災害時の職員の参集体制の確保等にも配慮しつつ、公務員の消防団への加入の促進を図ることが必要である。

このため、平成26年6月に消防庁長官から各府省事務次官あてに通知を發出し、国家公務員の消防団への加入について働きかけているところであり、地方団体あて書簡でも地方公務員の消防団加入について働きかけがなされているところである。

2 若者の消防団への加入の促進等

長期的に消防団員を確保していくためには若い人材の確保が重要であり、大学生等の加入の促進のほか、少年消防クラブ等の活動の活性化を通じた将来の消防団員となる高等学校以下の児童及び生徒の消防団活動に対する理解の促進について、教育関係者の協力も得た取組が重要であり、以下の2項目について中間答申で提言を行い、取組がなされているところである。

(1) 大学生等の消防団への加入の促進

大学生等の消防団への加入を促進する前提として、特に都市部を念頭に、

消防団員の任命資格として、居住及び勤務に加え、通学も認めるべきである。

大学生等が消防団活動に参画することは、消防団の組織の活性化、次世代の担い手育成といった消防団側の意義は当然であるが、入団する大学生等の側にとっても、①地域社会の一員として地域の安全に貢献しているという誇りを感じることができる、②応急手当の技術、消火用器具・救助用器具の使用方法等、卒業後に社会生活を送る上で役に立つ知識・技術を身につけることができる、③体力づくり・仲間づくりにもつながる、といった様々な意義を有するものである。そこで、このような消防団活動の意義について、改めて周知を図るべきである。

また、大学等に対しては、①消防団活動に参加する学生等に対する補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等、消防団活動のための修学上の配慮、②地域づくり活動やボランティア活動等と同様に、消防団活動を実習・演習等の授業の一環として位置付け、単位を付与する等、消防団活動の積極的評価、③大学のキャンパス内における学生消防（分）団の設置等について、中間答申で提言を行ったところである。

以上の提言に関連して、平成26年7月に消防庁から地方公共団体あてに通知を発出して取組を促進したところである。

さらに、大学生等の加入の促進に当たっては、特に就職を想定したインセンティブの付与が効果的である。このため、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生、又は専門学生について、市町村がその実績を認証することにより、就職活動を支援することを目的として学生消防団活動認証制度の導入を図るよう、平成26年11月に消防庁から全国に通知した。また、経済団体あて書簡において、大学生等から認証制度の証明書の提出があった場合には積極的に評価されるよう働きかけを行っている。

(2) 消防団で活動した大学生等の卒業後の消防団活動の継続への配慮

大学生等は消防団に加入しても卒業後就職等で転出する場合が少なくないが、転出した地域において改めて消防団に加入し、消防団活動を継続してもらいやすくするという観点から、大学生等の時期に加入していた消防団とは別の消防

団に改めて加入した場合には当該消防団において大学生等の時期の活動経歴を考慮するなど、大学生等の時期の消防団活動の経験がその後の消防団活動につながるような配慮を行うべきである旨の通知を発出したところである。

3 女性及びシニア世代の消防団への加入の促進等

少子高齢化の進展や、被用者の増加の中で、特に都市近郊の地域等においては、日中に地域にいる割合の高い女性やシニア世代に、自主防災組織、女性（婦人）防火クラブ等による地域における防災活動にとどまらず、消防団活動をも担ってもらうことが今後更に重要となる。

このため、女性及びシニア世代の消防団への加入の促進等について、各地域の実情を十分に踏まえつつ、積極的に取り組む必要がある。

(1) 女性の消防団への加入の促進

女性消防団員については、平成27年4月1日現在で22,747人となっており、消防団員総数が減少する中でも年々増加しているが、消防団員全体に占める割合は2.6%にとどまっている。また、女性消防団員が所属している消防団の割合は64.3%で、女性消防団員が所属していない消防団が3割以上ある。一方で、応急手当・火災予防の普及啓発から消火活動まで、女性消防団員の活動の幅は広がってきており、女性消防団員が地域の安心・安全の確保のために果たす役割は益々高まっている。

このため、未だに女性消防団員が所属していない消防団においては女性消防団員の入団について真剣に取り組むよう促すとともに、女性団員がより幅広い分野で消防団員として活躍できるようにするための環境整備などの方策を整理し、周知することや、女性消防吏員の比率を高める取組と連動させることなど、更に積極的な女性の消防団への加入の促進の取組が必要である。

(2) シニア世代の消防団への加入の促進等

シニア世代については、以下の2点について中間答申で提言を行い、平成26年7月に消防庁から地方公共団体あてに通知を発出して取組を促進したとこ

るである。

まず、今後の一層の高齢化の進展を踏まえ、65歳以上でも十分活動できる人が消防団員として活躍できるようにする必要がある。このため、定年制を設けている市町村における定年年齢の引上げ等を進めるほか、シニア世代が活躍しやすい活動領域について整理する等の取組を進めるべきである。

また、退職消防職団員がそれまでの経験で培った消防防災に関する技術・能力は、地域防災力の向上のための貴重な資産である。そこで、自主防災組織のリーダー・構成員、少年消防クラブの指導者等としての活動のほか、退職消防職団員が大規模災害時等に限定して消防団員として活動する機能別分団を創設するなど、退職消防職団員が地域における防災活動の担い手として活動しやすい環境づくりを進めるべきである。

4 機能別団員・機能別分団制度の再評価

平成17年に、地域住民が参加しやすい環境を作る目的で、特定の活動・役割に参加する機能別団員制度（機能別分団制度を含む。）が創設された（平成17年1月26日消防課長通知「消防団員の活動環境の整備について」）。運用のされ方や呼称は地域により様々であるが、待遇（報酬や活動・役割等）を他の基本団員と異なる扱いとすることができるという特徴がある。

地域防災力の中核を担い、「要員動員力、即時対応力、地域密着性」をその特徴とする消防団にとって、基本団員が重要であり、その十分な確保を目指すべきことは言うまでもない。一方で、「大規模災害のときには地域に貢献したい」、「自らの専門性・特技を生かしたい」などと考える人々にとって、機能別団員は有効な選択肢となり得るものであり、大規模災害対応では多くのマンパワーが必要となることや、消防団員の長期の減少傾向を踏まえると、選択肢を提供し、防災に関わる人々を増やしていくため、機能別団員制度を改めて評価すべきである。

具体的には、機能別団員制度の周知や、一部の消防団員を退職報償金の掛金対象外とする条例の活用などについて、地域の実情や消防団の基本団員を含めた組織運営に配慮しつつ、取組を進めていくべきである。

5 消防団員の処遇の改善等

消防団員の処遇の改善については、消防団等充実強化法の施行を踏まえ、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）の一部改正により、平成26年4月1日からの退職報償金の全階級一律5万円引上げ及び最低額の20万円への引上げが行われている。消防団の活動の実態に応じた適切な報酬等の支給に係る地方公共団体への働きかけの結果、無報酬団体が平成27年度中には解消する見込みとなっている。一方で多くの市町村において、地方交付税単価（年間報酬36,500円、1回当たり出動手当7,000円）よりも実際の単価が低い状況にある。引き続き、消防団の活動の実態に応じた適切な報酬等の支給を地方公共団体に働きかけ、特に支給額の低い市町村に対しては、地方交付税措置額を踏まえた水準となるよう、引上げを強く要請していく必要がある。

6 消防団の装備の改善

消防団の装備の改善については、消防団等充実強化法の施行を踏まえ、平成26年2月7日に「消防団の装備の基準」（昭和63年消防庁告示第3号）の一部改正が行われ、①消防団員の安全確保のための装備（安全靴、ライフジャケット等）の充実、②双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実及び③救助活動用資機材（チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等）の充実が図られたところである。また、消防団の装備に関する地方交付税措置が、平成26年度に標準団体当たり約1,000万円から約1,600万円に大幅増額されたところである。

この基準の改正及び地方交付税措置の大幅増額を受け、地方公共団体において消防団の装備の改善に向けた取組が進められつつあるが、各地方公共団体においては、このような機会を捉えて一層の消防団の装備の改善が集中的・計画的に進むよう、地方交付税措置額の水準を踏まえた適切な予算措置を講じるべきである。

7 消防団員の教育訓練の改善

消防団等充実強化法では、国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、必要な措置を講ずるものとする（第16条）とされている。

消防団員の教育訓練の改善については、同法の施行を踏まえ、大規模災害への対応という観点から消防団の現場指揮者の担う役割の重要性が増してきたことに鑑み、現場指揮者に対する安全管理や救助活動等に係る教育訓練の充実を図るため、平成26年3月28日に「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年消防庁告示第3号）の一部改正が行われ、消防団員に対する幹部教育のうち中級幹部科を抜本的に見直し、指揮幹部科として拡充強化されたところである。また、中間答申において、できる限り多くの現場指揮者となる者に指揮幹部科の課程を受講してもらえるような環境づくりが提言されたことを踏まえ、消防団員のための教育用教材（DVD及び教育用冊子）の作成による消防団教育の標準化が進められたところである。

さらに、NBC災害（テロによるものも含む）に関しても消防団員が基本的な知識を持ち、避難誘導等を適切に行う必要がある、それらを想定した訓練に消防団が指導的な役割を果たして国民の参加を促すという観点が重要であることから、NBC災害に係る教育訓練について、「「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標」（平成15年11月19日付け消防消第220号）に追加されるとともに、指揮幹部科の現場指揮課程及び分団指揮課程の教育用教材に盛り込まれたところである。

各地域においても、常備消防と連携した教育訓練の実施等、消防学校以外の場における教育訓練の充実も図る必要がある。また、今後ともニーズの変化に対応して消防団員の教育訓練の充実を進めていくことが重要である。

8 消防団の広報啓発活動の充実

地域の防災への理解の促進においては、地域における防災への関わり方の一つとして消防団活動があるということを住民に広報啓発していく必要がある。

このため、消防団への入団を検討している者がウェブ上で居住地や勤務地の消防団に関する情報を容易に検索できるシステムの構築やウェブ上での消防団充実強化取組事例の紹介といった新たな手法の活用や、消防関係団体が情報誌（紙）等により行う広報啓発活動の支援等、幅広い国民に向けた広報啓発活動の充実が必要であるとともに、住民一人一人が日々の生活の中で消防団に身近に触れる機会を増やすことが重要である。

また、消防団活動そのものの広報啓発に加え、消防団員及びその家族に、消防団活動が地域全体から応援・感謝されているということが感じられ、誇りを持ってもらえるようにすることが重要であり、中でも消防団活動を行うことに対する具体的なメリットを感じてもらえるような取組が有効である。例えば、消防団員に対してカードを発行し、店舗等での提示により、消防団員に対する優遇措置等を講じる「消防団応援の店」の取組を実施している地方公共団体の事例の展開が望まれる。

おわりに

地域防災力の充実強化については、各界各層の幅広い理解が必要であることから、各界の中心で活躍されている方が発起人となり、日本消防協会が中心となって平成26年8月に開催された「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を契機として、これを国民運動につなげていく必要がある旨、中間答申で提言したところである。

これを踏まえ、平成27年度には2箇所において地域防災力充実強化大会を新たに開催することとされたところである。引き続き、消防団等充実強化法の趣旨を徹底するための広報の実施、消防団の重要性の周知等について、幅広いPR活動等の取組を進めるべきである。

来年で東日本大震災から5年、消防団等充実強化法の成立から3年となる。ここで改めて消防団等充実強化法の基本理念に則って国民運動を展開し、地域防災の取組の輪を広げていくことが重要であり、そのことが地域防災力の中核である消防団の充実強化にもつながるものとする。

また、人口減少社会も見据えた消防体制や地域防災に関わる多様な主体の連携などについては、さらなる検討が望まれる。

以上、諮問を受けた「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について方針を示したところであり、消防庁においては、この方針に基づいて施策を体系化しつつ、所要の措置を講じ、本答申の実現に努めるよう要望する。

第27次消防審議会の概要

審議事項 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」

1 消防団の強化の在り方

近年の社会情勢の変化を踏まえ、今後どのように消防団員の確保を進めていくかなど、「消防団の強化の諸課題」について検討。

2 地域防災力の強化の進め方

消防団を中核とした地域防災力の強化を国民運動として盛り上げていくにはどうしたらよいかについて検討するとともに、常備消防を始めとする関係機関や自主防災組織など民間の地域防災力の担い手との役割分担・連携などを検討。

審議の状況

委員一覧

<委員> (◎:会長 ○:会長代理) (平成27年8月5日現在)

- 青山 佳世 (フリーアナウンサー)
- 青山 繁晴 (株式会社独立総合研究所 代表取締役社長)
- 石井 正三 (公益社団法人日本医師会常任理事)
- 片田 敏孝 (群馬大学大学院理工学府教授)
- 木沢 トモ子 (栃木県婦人防火クラブ連合会会長)
- 岸谷 義雄 (公益財団法人兵庫県消防協会会長)
- 重川 希志依 (常葉大学大学院環境防災研究科長)
- 高橋 淳 (全国消防長会会長)
- 田中 淳 (東京大学大学院総合防災情報研究センター長・教授)
- 宗片 恵美子 (特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事)
- ◎室崎 益輝 (神戸大学名誉教授)
- 和合 アヤ子 (福島県商工会議所連合会理事)
- <専門委員>
- 秋本 敏文 (公益財団法人日本消防協会会長)
- 小川 和久 (特定非営利活動法人国際変動研究所理事長)
- 清原 慶子 (三鷹市長)
- 関澤 愛 (東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授)
- 山本 保博 (一般財団法人救急振興財団会長)

第1回
(H26/2/13)

- ・諮問
- ・消防団を始めとする地域防災力の現状等について説明

第2回
(4/21)

- ・第1回における議論を踏まえ、消防団の現状等について

第3回
(6/26)

- 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」(案)について

中間答申
(7/3)

- 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」を手交

第4回
(11/27)

- ・社会経済情勢の変化を踏まえた今後の地域の防災の在り方について

第5回
(H27/3/19)

- ・社会経済情勢の変化等を踏まえた地域の防災に関わる主体の役割分担等について

第6回
(6/22)

- ・地域における防災主体の役割分担について
- ・機能別団員制度について

第7回
(8/31)

- ・地域における防災に関する学習の推進について
- ・答申のとりまとめについて

第8回
(12/7)

- ・「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について答申(案)等

最終答申
(12/22)

- 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について答申